

# 4月8日は

## 鹿児島県議会議員

### 選挙の投票日です

鹿児島県議会議員選挙が3月30日に告示され、4月8日に投開票が行われます。あなたの一票を新しいまちづくりにかしましょう。

なお、今回の選挙から、合併により鹿屋市区の定数は3人になりました。



#### 投票できる人

昭和62年4月9日までに生まれた人で、平成18年12月29日以前に鹿屋市に転入届を出し、引き続き鹿屋市に住んでいる人

選挙人名簿に登録があれば、転出した人でも転出先の市町村から「引き続きその市町村に住所を有する旨の証明書」(無料)の交付を受けて提出すれば投票できます。ただし、転出後さらに他市町村に転出した場合は投票できません。

#### 期日前投票

投票日に出張や仕事、旅行などで投票に行けない人は、期日前投票所で期日前投票ができます。

期間 3月31日(土)～4月7日(土)

#### 投票所及び投票時間

- ・本庁6階会議室  
午前8時30分～午後8時
  - ・輝北総合支所  
午前8時30分～午後6時
  - ・吾平総合支所  
午前8時30分～午後6時
  - ・申良保健センター  
午前8時30分～午後6時
- いずれの投票所でも投票することができます。

#### 不在者投票

指定施設における不在者投票  
県選挙管理委員会の指定する病院や老人ホーム等に入院及び入所している人で、不在者投票事由に該当する人は、その施設で不在者投票をすることができません。不在者投票を希望する人は、施設長へ請求してください。

#### 出張や研修により市外に滞在中の人及び県内の他市町村へ転出した人で不在者投票事由に該当する人は、滞在地及び居住地の選挙管理委員会で不在者投票をすることができません。不在者投票を希望する人は、名簿登録地の選挙管理委員会へ請求してください。

#### 投票日の投票

各投票所で投票時間が異なります。郵送された投票所入場券等でお確かめください。

#### 投票方法

投票所に投票所入場券を持参してください。

投票所入場券は郵送しますが、投票日が近くなっても届いていない場合は、市選挙管理委員会事務局へ連絡してください。

万一、入場券を紛失しても

投票できます。投票日当日、投票所の係員に申し出てください。

代理投票・点字投票・郵便等による投票

代理投票と点字による投票は、投票所で係員に申し出てください。

重度の身体障害者で「郵便投票証明書」の交付を受けている人は、郵便等による不在者投票ができます。投票日の4日前までに投票用紙を請求してください。なお、郵便等による投票は、身体障害者手帳・戦傷病者手帳保持者で、その内容が一定の基準を満たしている人に限ります。

また、郵便等による投票の代理記載もできますが、その場合、代理記載人となる人の届出も必要となりますので、市選挙管理委員会事務局へ問い合わせのうえ、手続きをしてください。

#### 開票

開票は、午後8時から鹿屋市体育館で行われます。

#### 【問い合わせ】

市選挙管理委員会事務局  
0994・31・1144  
各総合支所地域振興課